

IV. A 類型の問題解決方策と課題の整理

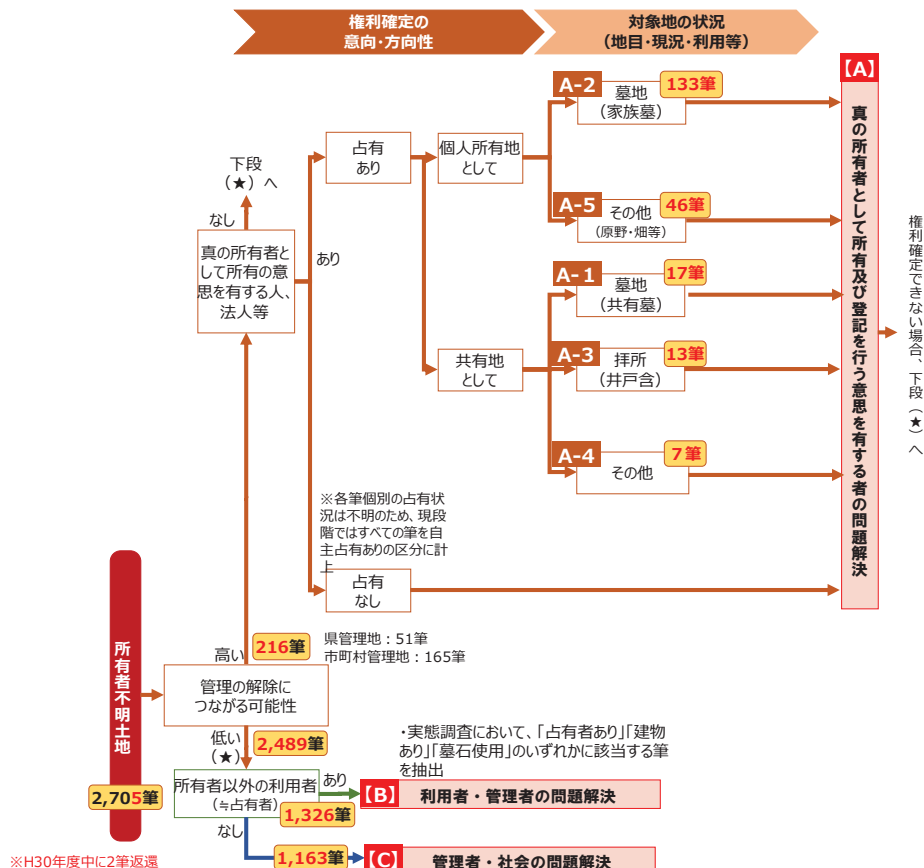
A 類型の問題解決に向けては昨年度調査より検討を行ってきたが、2019年に新たに表題部所有者不明土地法が成立したことから、本項では、新たな状況を踏まえて、解決手法の考え方について改めて整理を行うとともに、A 類型の問題解決に向けた課題等について検討を行った。

1 A 類型の概要

A 類型とは、真の所有者として、所有の意思を有する人、法人等の手がかりが存在する又は把握されている筆であり、真の所有者として所有及び登記の意思を有する人への当該土地の返還がゴールとなる。

昨年度調査をもとに、A 類型の問題解決に向けて、対象地の特性（地目・現況等）を踏まえ5つの小分類に分けて整理したものが下図である。A 類型 216 筆のうち、個人所有の墓地が最も多く 133 筆となっている。

図表 56 A 類型の分類フロー



1-1. 立地分布

A 類型をさらに5つの小分類（A-1~A-5）に類型化し、当該類型別に、立地分布の筆数を整理したものが下表である。

県管理地は51筆であり、地域別では西原町の17筆が最も多い。市町村管理地では、那覇市が52筆と最も多く、次いで中城村が35筆、粟国村が16筆となっている。那覇市、中城村はいずれも家族墓（A-2）が大部分を占めるが、粟国村では共有墓（A-1）が3/4を占めている。

図表 57 管理者・立地市町村別に見たA類型の筆数
< 県管理地 >

A類型	県管理地					
	A-1 墓地（共有墓）	A-2 墓地（家族墓）	A-3 拝所（井戸含）	A-4 その他	A-5 その他 (原野・畑等)	
合計	51	0	6	5	6	34
那覇市	3	0	0	2	0	1
宜野湾市	0	0	0	0	0	0
浦添市	1	0	0	0	1	0
名護市	2	0	0	0	0	2
糸満市	1	0	0	0	0	1
沖縄市	0	0	0	0	0	0
豊見城市	0	0	0	0	0	0
うるま市	1	0	0	0	0	1
南城市	0	0	0	0	0	0
大宜味村	3	0	0	0	0	3
今帰仁村	0	0	0	0	0	0
本部町	6	0	0	0	0	6
恩納村	0	0	0	0	0	0
伊江村	0	0	0	0	0	0
読谷村	5	0	0	0	2	3
嘉手納町	0	0	0	0	0	0
北中城村	2	0	0	0	0	2
中城村	2	0	0	0	0	2
西原町	17	0	5	0	3	9
与那原町	1	0	1	0	0	0
南風原町	0	0	0	0	0	0
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0
座間味村	1	0	0	1	0	0
粟国村	4	0	0	0	0	4
渡名喜村	0	0	0	0	0	0
久米島町	0	0	0	0	0	0
八重瀬町	2	0	0	2	0	0

<市町村管理地>

A類型	市町村管理地					
	A-1 墓地（共有墓）	A-2 墓地（家族墓）	A-3 拝所（井戸含）	A-4 その他	A-5 その他 （原野・畑等）	
合計	165	17	127	8	1	12
那覇市	52	3	44	1	0	4
宜野湾市	0	0	0	0	0	0
浦添市	1	0	0	1	0	0
名護市	8	1	7	0	0	0
糸満市	1	0	1	0	0	0
沖縄市	2	0	1	0	0	1
豊見城市	0	0	0	0	0	0
うるま市	6	0	3	1	0	2
南城市	0	0	0	0	0	0
大宜味村	0	0	0	0	0	0
今帰仁村	0	0	0	0	0	0
本部町	8	0	6	0	1	1
恩納村	0	0	0	0	0	0
伊江村	1	0	1	0	0	0
読谷村	2	0	2	0	0	0
嘉手納町	0	0	0	0	0	0
北中城村	3	0	3	0	0	0
中城村	35	1	33	0	0	1
西原町	13	0	12	1	0	0
与那原町	13	0	9	1	0	3
南風原町	0	0	0	0	0	0
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0
座間味村	0	0	0	0	0	0
粟国村	16	12	4	0	0	0
渡名喜村	0	0	0	0	0	0
久米島町	1	0	1	0	0	0
八重瀬町	3	0	0	3	0	0

1-2. 類型別の特徴

ここでは、昨年度調査をもとに、小分類ごとの特徴を整理した。

(1) A-1 墓地（共有墓）

【対象筆の概況（17筆）】

栗国村には12筆あり、2つの「字」に集中している。このほか、那覇市に3筆、名護市に1筆、中城村に1筆存在している。

【対象の特徴・留意点】

■所有・管理主体

共有墓には、血縁に基づく門中墓、地縁と血縁などが組み合わさった結のような形態、そして村墓のような地縁に基づく形態（これは公有墓でもある）の3種が存在している。組織形態は多様である。

■登記名義、墓主

県内の一部では法人化しているケース（例：糸満市の一般社団法人幸地腹門中等）などもあるが、多くは法人格を有していないとみられ、記名共有名義（代表者他〇名）又は代表者名義での登記になっていると考えられる。

誰が墓主であるのか、また誰の骨壺が格納されているかは結・門中の中では明確である。また、墓主の死後は、墓主の子孫などに役割が継承される。

【代表例①栗国村】

<全体像>



(2) A-2 墓地 (家族墓)

【対象筆の概況 (133 筆)】

市町村管理地が 127 筆と大部分を占める。

那覇市に 44 筆と最も多く存在し、次いで中城村には 33 筆存在する。この他、西原町に 17 筆、与那原町に 10 筆など、全 13 市町村に存在している。

中城村字泊では、隣接地数が 1 筆 (所有者が判明している 1 筆の土地に内包される形で、1 筆の所有者不明土地の墓地が所在) の土地が 24 筆集中している。また、このうち複数現況を有する土地が 7 筆存在している。

【対象の特徴・留意点】 ※下記は現状では地域ごとの差異等が把握されておらず、県内全域の共通見解として確認するには至っていない。

■土地所有

墓は戦前より自己所有地の一角に設置されることが多く、墓の設置者は、土地も含めて所有することが一般的との見解が得られている。

他方、都市部の洞穴墓や、中南部での墓では、その他設置者の経済的な理由や地域の地形的特性 (海岸部等) 等の個別の理由により、親戚等の土地に墓を設置したケースも確認されている。その場合の土地所有関係は明確でないことが多いものの、墓は一度設置されれば他用途へ転用されることはなく、墓利用者が永久的に使用することは共通認識であったとみられている。

また、遺骨の増加や利便性の高い場所への移転等の理由から改葬が行われるが、その場合、空墓として放置されることが多い。

■祭祀承継

男子承継の慣習が根強いが、男子不在の場合などは、家族内で承継者を決定することがあり、一概に判断することは難しいとの見解が得られている。

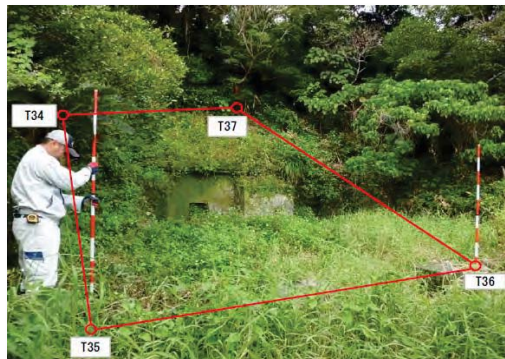
【代表例①那覇市】

<全体像>



【代表例②中城村】

<全体像>



(3) A-3 拝所（井戸舎）

【対象筆の概況（13筆）】

八重瀬町に5筆、那覇市に3筆のほか、浦添市、うるま市、西原町、与那原町、座間味村に各1筆存在している。

地目は拝所、池沼、ため池、墓地、保安林であり、現況において御嶽や共同井戸などの祭祀構造物や空間が存在している。沖縄では、水が湧く場所を神聖な場所と認識しており、崇拝の対象としていたことから、井戸も拝所として整理する。

【対象の特徴・留意点】

拝所は、「字」（地域自治組織）が所有することが一般的である。本類型に該当する拝所（井戸舎）のほとんどが、「字」による利用又は拝所として認識されていることが確認されている。

また、「字」で共同管理している土地については「所有権」という意識がない可能性（入会地として総有の認識）があることや、所有権認定作業の際に字有地は申請が漏れていた可能性が高いこと等の見解が得られている。

沖縄の字は、琉球王国時代の「間切（現在の市町村）」の細区分であった「村屋（現在の区・字）」であり、戦後、一時設置された「区」と区域を一とする場合が多い。旧来からの主な機能は「1、御嶽・拝所を共有し、祭事機能」「2、行政の末端組織機能」「3、互助機能」に加え、「4、共有財産の管理機能」がある。

【代表例①八重瀬町】

<事例①全体像>



<事例②全体像>



(4) A-4 共有地（その他）

【対象筆の概況（7筆）】

西原町に3筆、読谷村に2筆、その他浦添市、本部町に各1筆存在している。

地目は原野、雑種地等、現況も様々である。拝所としては分類できないが、地域での共有により利用されていると推測される土地である。往時の土地利用としては、地区の馬場（浦添市）、防風林（本部町）、区の集会施設・公民館、地域行事での利用場所、黒糖をつくるための作業小屋（サーターヤー）（以上、西原町）、風葬地（読谷村）等の情報がある。

【対象の特徴・留意点】

地縁による共有・利用が想定される土地であり、A-3：拝所（井戸含）と近い類型である。

拝所と異なり、いずれも往時の土地利用が継続しているものではない。また、拝所のように、用途を特定できるような物証としての明確な対象物が存在しない場合が多い。

【代表例①西原町（自治会の集会所）】

<全体像>



(5) A-5 その他（原野、畑等）

【対象筆の概況（46筆）】

「原野」が15筆と最も多く、次いで「畑」が10筆、「墓地」が9筆、「保安林・山林」が6筆である。

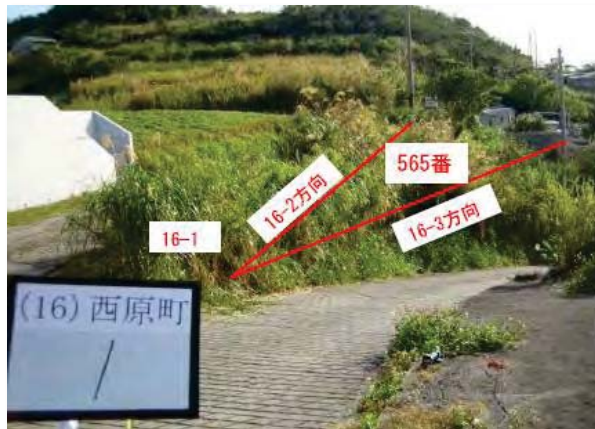
【対象の特徴・留意点】

A-1～4 類型には当てはまらないその他に分類されるものであり、真の所有者として登記を行う意思を持つ者は、個人（自然人）がほとんどである。

他の類型とは異なり、往時の土地利用が継続していないものが多い。また、墓地や拝所のように、明確な対象物（用途を特定できる物証）が土地に存在しないものも多い。

【代表例①西原町】

<事例①地目原野、現況公衆用道路>



<事例②地目畑、現況原野>

